

## 新型インフルエンザ等対策行動計画の確認

### 【 フェーズ毎の懸案事項と対策 】

#### 1 海外発生期

##### (1) 情報共有について

- ⇒ ・必要に応じて医療部会を開催し情報共有を行う。
- ・情報フォーマット(資料2-1)により三師会、区内病院、消防署、警察等関係機関と情報共有を行う。

##### (2) 登録薬局の特定接種手順について

- ⇒ ・各薬局が特定接種登録時に指定した医療機関で実施する。
- (参考) 現在の区内薬局の登録状況→26か所

##### (3) 登録医療機関、薬局の円滑な診療実施のための住民への周知について

- ⇒ ・国、都の通知に従い、住民に対して新型インフルエンザ対策への理解を求める広報、適切な受診方法を周知する文書を保健所が作成、発行する。

#### 2 国内発生早期

##### (1) 住民接種について

- ⇒ ・国、都から今後新たに出される要領等に従い、必要な改定・訓練を実施する。

##### (2) クラスターサーベランスの実際について

- ⇒ ・季節性インフルエンザのクラスターサーベランスは例年9月1日から流行開始までの間に、集団発生時にPCR検査を実施する。(資料2-2)
- ・新型インフルエンザ発生時には、国の症例定義に応じて都が検査を実施する。区は、検査対象症例の基準を医師会等を通じて医療機関に周知し、検体採取もしくは、保健所医師が訪問調査を行う

##### (3) 区と三師会との連絡体制について

- ⇒ ・海外発生期と同様に、必要に応じて医療部会を開催する。また、(資料2-1)のフォーマットを使って定期的に情報連絡を行う。

- ・休日夜間等の連絡については都ひまわり経由での連絡を徹底するとともに、専用回線等での対応を検討する。

### 3 都内発生早期

#### (1) 院内完結型の診療体制の構築について

- ⇒ ・国のガイドラインに沿い、FAX 処方を含めた処方箋の取扱い等、具体的な方法についてパターン案を作成する。パターン案については、今後医療部会で検討する。

#### (2) 濃厚接触者への抗インフルエンザ薬の予防投与について

- ⇒ ・予防投与については、診療ガイドラインや国の定める「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」に記載のある対象者に実施して頂きたい。
- ・小児に対する投与については、日本小児科学会等の専門医の提言等を参考に決定、周知する。

### 4 都内感染期

#### (1) BCP に基づく診療体制継続について

- ⇒ ・今後、各医療機関の事業計画策定状況を把握したい。

#### (2) 区内の基幹病院のみならず区外の病院との医療連携の必要性

- ⇒ ・東京都感染症地域医療体制ブロック協議会において、平時より都レベルで区外病院との医療連携を行なっている。

### 5 小康期

#### (1) BCP に基づく診療体制の継続について

- ⇒ ・小康期には社会的活動が少ない高齢者や乳幼児、基礎疾患を持つ方が罹患する可能性があるため、慎重な診療継続がなされるよう協力を呼びかける。また、次のシーズンに向けて住民接種を着実に実施する。